

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 3 回臨時会	3 月 29 日	開 会
	3 月 29 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 3 月 29 日（火曜日）

第 3 回南三陸町議会臨時会会議録

平成28年第3回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成28年3月29日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（14名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
4番	小野寺 久幸 君	5番	村岡 賢一 君
6番	今野 雄紀 君	7番	高橋 兼次 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（2名）

3番	及川 幸子 君	8番	佐藤 宣明 君
----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
産業振興課長	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	阿部明広君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
総合支所長兼 地域生活課長	及川庄弥君
総務課長補佐	三浦勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤修一君
生涯学習課長	菅原義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤辰重

議事日程 第1号

平成28年3月29日（火曜日） 午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 7 1 号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 8 議案第 7 3 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 9 議案第 7 4 号 町道路線の認定について
 - 第 1 0 議案第 7 5 号 町道路線の変更について
 - 第 1 1 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 8 号)
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

すっかり春の陽気になってまいりました。今年度最後の臨時会ということになります。どうぞ本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

欠席議員、3番及川幸子君、8番佐藤宣明君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番後藤伸太郎君、2番佐藤正明君を指名いたします。よろしく願いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、歌津総合支所長が風邪のため欠席となっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成28年第2回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、行政組織の見直しについてご説明を申し上げます。

平成28年度において、高台住宅地の整備が完了することと復興事業の進捗状況を踏まえ、町民ニーズの変化により一層対応するため、平成28年4月1日からの行政組織について別紙のとおり見直しを行いました。詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、応急仮設住宅の集約化及び特定延長について、ご報告を申し上げます。

応急仮設住宅の集約化につきましては、昨年3月に基本方針を公表し、南三陸町応急仮設住宅の集約化に向けた基本的な考え方に沿って、平成28年度内に集約対象とする17団地において、1月から説明会を開催し、入居者及び関係機関と調整をまいりました。今後、集約対象となる世帯につきましては、集約先拠点団地への転居をお願いすることとなりますが、入居者の引っ越し等が円滑に進められますよう、町としても支援を継続してまいります。

一方、応急仮設住宅の供与期間につきましては、平成28年度内に災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業が完了する見込みであることから、7年目の延長方針につきましては、これまでの一律延長ではなく、特定の要件に該当する方を対象とした特定延長とすることとし、今後、国、宮城県との協議を進めてまいります。

なお、応急仮設住宅の集約化及び特定延長に関する詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、お手元に配付しております組織図を参照願います。

平成28年度は、新たな課の設置・廃止はなく、一部係変更となっております。朱書きが今回の変更の部分でございます。

まず、企画課の政策調整係ですが、現在復興と通常政策の2係体制となっておりますけれども、集中的に復興を進めるということから、平成26年度、27年度の2カ年の期間限定で組織をし

たものでございます。復興の進展に伴い、従来の1係に戻すものでございます。

その下に、地域振興センター、これを規則から廃止をします。かつて、公民館に行政部門も担ってもらうために設置した経緯がございますけれども、震災後はこういった状況ということで、職員の発令をしてございません。もとより、来年役場庁舎を本設をいたしますけれども、復興後の新たなまちづくりにつきましては、公民館職員の併任ということではなく、本来行政部門によるまちづくりの観点で対応する方向がよいのではないかとということで、現在検討をしております。

名足のこども園でございますが、既に昨年の12月に名称と位置の改正を行っているところでございまして、いよいよこの4月1日から新しい制度で開園をいたします。

建設課の災害公営住宅管理係でございますが、災害公営住宅の整備によりまして、入居者の対応など大幅な管理業務が出てまいりますことから、専門の係を設置いたしました。

次に、危機管理課に危機管理監を配置いたします。今後は、津波だけではなくて風水害、土砂災害、放射能などこれまでにないさまざまな自然災害に対処しなければならず、有事の際の現場指揮や防災計画を中心とした統括的な危機管理に当たってもらうものでございます。平成28年度の中ごろに配置をする予定でございます。

最後、復興事業推進課。現在、移転促進第1、第2の2係体制で防集事業を推進してまいりましたが、事業の進捗に伴いまして、1つの係に集約をするものでございます。

今回は、小規模な組織の改編となりました。平成28年度は、高台移転の基盤整備が終了し、いよいよ被災者の暮らしの再建がスタートする重要な年度でありますので、引き続き職員一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 続いて、応急仮設住宅の特定延長の件に関しまして、私のほうから細部を説明させていただきます。

資料の2ページ、3ページ、4ページなんですが、まずもって2ページから説明を申し上げます。

今後の応急仮設住宅の供与期間延長に関する基本的な考え方ということで、5行目からごらんください。供与期間延長に係る基本的な考え方ということで、延長の必要性については災害公営住宅や入居者みずからが建設する住宅、一般の賃貸住宅と被災された方々の需要に対応する恒久的な住宅が不足するか否かで判断をし、次の①か②を被災した市、町ごとに判断

するということになります。

①番に関しましては、いわゆる一律延長ということで、住宅がまだ不足する状況が継続している市、町については一律延長という形になり、②番の災害公営住宅等の整備状況により、住宅がおおむね充足する市、町に関しては、供与期間終了を基本といたしまして、特定の要件に該当する方のみ延長するという特定延長の方針ということになります。当町は、この②番目に該当するということになりますが、ここで、おおむね住宅が充足するという判断基準は何かと申しますと、今回の場合、平成28年度末までに災害公営住宅それから防災集団移転等の促進事業による区画の整理が終わりまして、目安となる80%を超えているところについては、この特定延長の方針でいくといったことになろうかと思えます。当町の場合は、平成28年度末までに100%でございますので、こちらの方針を選ぶしかないといった状況でございます。

次の3ページでございますが、こちらに契約満了一覧表ということで載せてございますが、例えば志津川地区の沼田1期、平成29年8月11日。この日までは現在の6年間の一律延長という中で、この日まで入居が可能となっております。特定延長になる方々につきましては、平成29年度末、平成30年3月31日まで、特定延長の方については入居できるといった仕組みになってございます。

それから、下の段のほうに書いてありますが、みなし仮設住宅に入居している方につきましては、6年目の契約終了日、ほぼほぼの方が平成29年度内にその契約の満了日を迎えると思えますので、その時点までは一律に入居できると。その後は、実際の賃料が発生してくるといったことになろうかと思えます。

最後に、4ページでございます。

今後の入居率の推移ということで、特定延長それから集約化を含めた形での現在の推計を記載してございます。志津川、戸倉、入谷、歌津、町外という区分けで、拠点団地、その他の団地ということで区分けをしてございます。拠点団地につきましては、志津川地区では沼田の1期、2期、それから志津川小学校グラウンド、志津川中学校グラウンドの4カ所になりますし、戸倉地区は戸倉中学校、歌津地区は平成の森と吉野沢団地、入谷地区につきましては入谷中学校ということになります。平成27年度の2月末で一番最下段のところなんですけど、1,360戸が入居してございまして、63.1%といった形になっております。これが、平成28年度末では569戸の26.4%になる見込みということでございます。そして、平成29年度の9月末では165世帯の7.7%と見込んでおりますが、この時点で特定延長の方のみが入居されていると

いった状況になろうかと思えます。平成29年度末には、さらに減って67世帯くらいになるであろうということで、現在推計をしております。

今後、入居者の方に連絡をいたしまして、6月中旬までにご回答をいただき、7月末までに特定延長になられる方を対象世帯を決定することとなりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時12分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第70号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第70号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第70号工事請負契約の締結について、細部説明させていただきます。

議案関係参考資料3ページをお開きください。

工事名、平成27年度中橋右岸下部工災害復旧工事でございます。

工事場所といたしましては、志津川字塩入地内。現在の国道45号迂回路が走っています八幡橋、直下流ということになります。

工事概要といたしまして、橋梁右岸下部工一式、杭基礎工6本、直径1.5メートル、長さが17メートル。躯体構築工1基、高さが13.1メートル。地盤改良工が80本、旧中橋の旧橋撤去工一式でございます。

4の契約方法につきましては、見積徴収による随意契約となっております。見積徴収による随意契約となった経緯でございますが、当初3月の定例会に上程すべく平成28年1月19日に制限付一般競争入札ということで報告をいたしました。入札参加登録がなく、入札の不調ということになってしまいました。これが1回目の不調でございます。

次に、一般競争入札の不調を受けまして、この中橋周辺で工事を行っている会社または南三陸町の地元の会社5社を選定させていただきました。平成28年1月28日に指名競争入札ということで公告をさせていただきましたが、この指名した5社中4社から入札辞退届が提出され、入札不調ということになってしまいました。これが2回目の不調でございます。この5社中4社から入札辞退届が出まして、残り1社について施工の意思や施工体制の聞き取り調査をしたところ、この会社においても施工体制がとれないということが判明したために、この2回目の指名競争入札の中でも入札不調という取り扱いとなりました。

次に、志津川地区で施工範囲、地域を広げて、志津川地区で工事を行っている会社、5社を選定させていただきました。平成28年2月23日に指名競争入札を公告させていただきましたが、これもまた5社中4社から入札辞退届が提出され、3回目の入札不調ということになってしまいました。この残る1社、5社中4社から辞退届が出ましたが、残る1社について施工の意思、施工体制等を聞き取り調査したところ、施工の意思と十分な施工体制が整えられるということの回答を受け、今般この升川建設株式会社と見積徴収による随意契約という形で契約に至った経緯ということになります。

5の見積開封日から11の中間前払金につきましては、記載のとおりとなっております。

12の工事期間ですが、本契約締結日の翌日から平成29年2月28日までということになってご

ざいます。

次の4ページをごらんください。

位置図を添付してございまして、川の上流側が新しい中橋の右岸下部工でございまして、下流側の丸がついているところが昔の中橋があったところの橋台と橋脚を撤去する場所でございます。

次に、5ページをごらんください。

中橋の橋梁一般図ですが、右岸下部工と基礎工、地盤改良工の範囲を着色してございます。

次に、6ページをごらんください。

中橋の旧橋撤去の一般図でございまして、新しい中橋の下流50メートルくらいにこの昔の中橋の橋台、橋脚が残っておりますので、これを撤去するものでございます。

次に、7ページ、8ページにおきましては、工事請負仮契約書を添付してございますので、ご参照をいただければと思っております。

以上で、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長の経緯、これまでに見積もり、撤収というまでの経緯が説明されました。平成28年1月19日に一般競争入札ということで公示したと。残念ながら入札参加登録なしということは、我が町に入札参加の申請がなされていなかったと。でないんですか。登録なしということはどういうことなんですか。後で。そのために不調になったというお話なんです、その辺がどういうふうになっているのか。

2回目も指名競争もだめだったと。3回目も5社指名したところ4社がまた辞退して、最後に残った業者さんが施工意思があるかどうかという確認をしたと。意思があるのと能力があるのでは全く違うんですね。どの辺でやれるというような判断をしたのか、要するに今までの実績です、こういった工事をよそでもかなりやっているとかですね。私だけかもしれませんが、初めて聞く会社の名前なんです。会社の規模とか全くわからないんです。これまでも初めて契約を結ぶ業者さんについては、内容等を私どもに示してあるわけさ。ですから、できればその規模を、ランクがどうなのか。どのような、建設業の許可なんでしょうけれども、その辺のランクとか従業員の数とか、資本金が幾らとか。果たしてこの額のやつをやれるのかどうなのか。その辺安心して採択して可決したいものですから、できればそういった

ものを出していただければと思うんですが、議長その辺のお取り計らい、11時にもなりましたしね。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番議員に対する答弁を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、まずご質問の1点目。入札参加登録なしということの意味でございます。入札参加登録なしの意味でございますが、この中橋の右岸下部工工事について条件付き一般競争入札を公募いたしました。この工事に対して、入札の参加意思がありますということの登録をしていただくことというふうになってございますが、この入札に参加するという意思表示、登録がなかったということございまして、いろいろな施工会社が南三陸町に対して入札登録が、入札参加資格等の登録がないという意味ではなくて、この工事に対する入札の参加登録がなかったという意味でございます。

2点目。升川建設の規模ということで簡単ではございますが、資料をお配りさせていただきました。業者名升川建設株式会社。所在地が山形県西村山郡河北町谷地甲1083番地でございます。資本金が3億6,000万円ございまして、従業員数が132人。ランク的にはSランクということになってございます。それと、工事の実績でございますが、この志津川地区に限ってお話をさせていただきますと、国土交通省が発注してございます今、水尻川に水尻橋というものを建設してございます。その下部工工事をとっておると、それと宮城県が発注している志津川漁港の防潮堤工事も工事をしているということでございます。

工事内容的には、防潮堤でいいますと、地盤改良も含んでコンクリートの構造物をつくっているという形でございます。水尻橋も下部工工事をやっていますので、この中橋の下部工工事と同じような工種でございますので、十分実績があるというふうに判断してございます。

それと、従業員132名ということで先ほどお話しさせていただきましたが、この従業員の中にこの工事をやる時に監理技術者という資格がございまして、その方が専任しなければいけないような形になるんですけれども、時期的なものとか、今の復興工事、いろいろいっぱいあるというような中で監理技術者が配置できないというのがよく聞かれて、今回の指名競

争入札で辞退届が出てきた中の理由などにも、この監理技術者が配置できないので施工体制がとれませんという形がございました。その中で升川建設に聞いたところ、その監理技術者についても配置できるという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

私も1点だけ、ちょっとこれに関連になるかもしれませんが、この建設会社に対してはわかったんですが、山形県ということで、実際に入札するときには志津川地区で仕事をしているという先ほど答弁にあったように、水尻の橋も工事しているということでわかるんですけども、工事のほうは大丈夫なんですけれども、大丈夫なんでしょうけれども、そこで1つお伺いしたいのは、当町に結構こういった形の業者さんが入ってきていると思うんですけども、おわりの段階で他県からの業者さんというのはどれくらい入っているのか、もしおわかりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） いろいろ他県からの業者さんが宮城県に支店だったり営業所を置いて、入札参加して工事をしているというのは承知をしておりますが、この志津川地区でそういう会社さんが何社入っているかということについては、正確な数字については調べてございませんので、済みません、明確な答えができかねるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。では、そこでこの会社の宮城県の支店とか支社というのはあるかどうかだけ、伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 本社については山形県でございますが、入札の登録としましては仙台のほうに営業所がございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は平成27年度竹下橋橋梁災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

工事名が平成27年度竹下橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字上沢前地内でございます。

工事概要でございます。水尻川にかかる橋の復旧工事でございます。当該箇所につきましては、さきの震災によりまして最上橋、揚屋橋、竹下橋と3橋ございましたが、これが3橋全て被災をしております。今回、3橋全てを復旧するのではなくて、1カ所にまとめて復旧するということになってございます。その理由といたしましては、被災前の橋梁が幅員が3メートルということで大変通行しづらい橋梁でございました。これを1カ所にまとめることで幅員6メートルを確保し、通行の安全を確保するということで1カ所にしてございます。

工事概要は上部工、それから下部工一括発注でございます。下部工につきましては、左右両岸に橋台がございますので、2カ所の施工となります。

入札方法につきましては、制限一般競争入札でございます。

以下、参加業者それから13の中間前払いまでは記載のとおりとなっております。

14番の工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成30年3月23日まででございます。

なお、田名部組でございますけれども、会社の概要をご説明申し上げたいと思います。本社は青森県八戸市でございます。資本金は5,000万円で、会社の創立が大正13年の創業でございます。従業員数が135名、うち1級技術者が28名ということで経営審査事項の点数が1,049点でございます。青森県内ではかなり上位の業者でございます。平成5年に7年間の完工高73億円ということで、青森県内ではトップの売上高を誇っております。最近は公共工事の減少に伴いまして約四十数億円の年間の売上高ということでなっております。国交省それから県、それから各市町村の工事を主に施工しているという状況でございます。仙台に支店がございまして、それから東京にも営業部を設置をしているという会社でございます。あと、町内に事務所を、御前下のほうに設置をしているという状況で、参考までに青森県田名部といいますと、衆議院議員でありまして前の元農林水産大臣の田名部匡省さんという方が昭和30年代から40年代にかけて代表取締役をやっていたという会社でございます。以上が概要でございます。

10ページ以降に図面がございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

10ページが位置図でございます。水戸辺川の位置を示してございます。以下、平面図、それから12ページが橋梁一般図でございます。一番上が側面図ということで、上流から下流を見たところの図面でございます。その下が平面図。それと、今回地盤が軟弱だということで、くいが橋台に6本、直径が1メートル50センチメートルのやつを10メートル幅で6本施工する予定でございます。

以下、あと14ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いをしたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第72号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場建設工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の16ページをお開き願いたいと思います。

主な変更点を記載をさせていただきます。変更箇所が4カ所ございます。1つずつご説明申し上げます。

1つは、排水処理槽、床掘するわけでございますけれども、矢板で土どめをしておりましたけれども、当初計画したよりも軟弱であったということで、矢板が自立をしないということなので、それを補強するために切梁等を設置したということが1点目でございます。

それから、2番目の排水処理槽の躯体ということで、今後の需要の伸びを見込みまして、当初よりも処理、大きさを大きくしたということでございまして、当然床掘も深くなると。それから水槽も多くなったので、その分の増額でございます。

それから、一番大きいのが次の3番目でございます。今回の工事に当たりましては、漁港の工事とそれから市場の工事、錯綜しているということでございまして、どうしても海側から

の施工ができないという状況になってしまいました。このため、全て陸側からの施工ということで、今回につきましては、柱それから梁等につきましては、工期の短縮のために2次製品を使ってございます。それらの設置に関して当初の施工方法ではなくて、海から一番近いところではなくて、陸側から、遠いところからクレーンを使って設置をするという方法に変更をかけた関係で、500万円程度増額ということでございます。

それから、4番目の海水の取水井戸でございます。震災前も井戸がございましたので、それを想定して計画を立てたんですけども、どうしても漁港工事等で海面がかなり震災前と状況が変わったということで、こちらが想定したよりも水量がとれないということで、基本的には懐を大きくしたといえますか、そういう工事をさせていただきました。それが450万円で、合わせまして1,300万円の結果として増額ということになったわけでございます。

18ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第73号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川東地区（東工区）津波復興拠点整備事業業務委託に係る委託契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第73号業務委託変更契約の締結について、細部説明させていただきます。

契約の目的としまして、志津川東地区（東工区）津波復興拠点整備事業業務委託で、契約の方法としては、随意契約でございます。契約金額34億509万9,600円を5億9,318万8,626円減額し、28億1,191万974円に変更契約するものでございます。

議案関係参考資料19ページをお開き願います。

位置図を添付してございまして、赤い線で囲われた範囲10.9ヘクタールが業務範囲というふうになってございます。

次のページの20ページをお開き願います。

町道東浜中央線より東側、ダイダイ色であったり、黄色、緑、ブルーで着色をなっている範囲でございますが、この範囲が業務範囲となつてございまして、既に開院しました南三陸病院やケアセンターの敷地、新しい役場庁舎の敷地、災害公営や防集戸建ての敷地、緑地や調整池の造成を実施してございます。主な減額の理由としましては、この20ページの左下のほうに委託費内訳という形で掲載させていただきまして、右側のほうに主な変更理由ということで記載させていただいておりますが、主な減額の理由としまして、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業の造成費のうち、当初中硬岩ということで想定していたものが軟岩という判定になりまして、大幅に土工の、土工費が減額となっております。

また、南三陸病院の東側のほうに薄い緑色でちょっとひょうたんみたいな形になっているところでございますが、公園整備を予定しておりますが、志津川東地区、志津川中央地区、西地区、それぞれ公園を整備することとしてございまして、現在関係者及び住民の意見を踏まえながら整備することとしてございまして、高台の検討会で現在もんでいただいております。意見集約中ということで、今回この東地区の東工区の業務からは減額をさせていただきまして、他の業務、東地区西工区の業務に振りかえをさせていただき、平成28年度中に整備をすることとしてございます。

また、効果促進事業の区分といたしまして、飲料水・排水施設整備事業で地区外排水路や水路の整備延長関係など精査により減額をしてございます。また、土地利用計画策定促進事業で想定しておりました変更設計業務、当初想定より大分少なく済んだということでこちらも減額ということで、トータル5億9,000万円ほどの減額というような形で変更契約をさせていただきたいと思っております。

次ページの21ページ、22ページには、変更仮契約書を添付してございますので、ご参照をいただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

1点。この事業について公営住宅あるいは防集も含まれているわけですが、この平成27年度も完成というのはご存じの運びになっているんですが、住宅のあき、団地のあき、これは幾らくらいできるのか。全くゼロなのかです。その辺。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 東地区の東工区に限った形でよろしいでしょうか。それとももっと広いような形で。はい、わかりました。

まず、志津川の東地区でございます。東地区には東工区、西工区、北工区、3工区ございますが、合わせて整備については140区画、防集宅地としましては140区画を整備してございます。それで、この東地区に登録をされた方、2月末現在で登録をされて決定された方につきましては、117区画でございます。

次に、志津川中央でございます。中央につきましては、整備戸数といたしまして135区画整備しておりまして、参加登録状況の結果108名が登録されまして、宅地決定をされてございます。135に対して108でございます。

西団地でございます。西団地につきましては、こちら東工区と西工区、二工区に分かれてございますが、合わせて70戸の整備を要してございまして、参加、この団地に登録をされ、決定しておる戸数としましては、55宅地でございます。

志津川はこの3団地、東、中央、西の3団地、合計しまして345の整備戸数に対しまして、現在280の決定戸数というふうになってございまして、空き戸数としましては3団地トータル

で65区画となっております。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、災害公営住宅につきまして、私のほうから回答させていただきます。地区ごとにお話をさせていただきます。

まず、志津川東地区でございます。整備戸数265戸、整備戸数が265戸中、申し込みは現在の段階では245戸でございます。それから、中央団地でございますけれども、整備戸数が147、申し込み状況は127戸でございます。それから、志津川西地区でございます。整備戸数が82戸、申込件数が78戸でございます。志津川地区全体で申し上げますと、整備戸数が494戸に対しまして申込者数が450戸、およそ9割の申し込み状況でございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 内容について説明をいただきましたが、この津波復興拠点整備事業、これそのものは一般の方々も利用できるというような内容の事業であります。この当町の事業については防集の予算も使っているために、一般に開放できないというような少し不便さがあるようではありますが、今後このあきを、あきがこのままいつ埋まらないというような場合に、ちょっと問題が出てくるのかなど。この先いろいろ手だてを講じてはいくんだらうと思いますが、どの団地、どの住宅についてもそういうことが懸念されるわけですが、その辺あたりの復興庁とのやり取りといたしますか、要件の緩和といたしますか、今後どのような考え方もって進めていくのか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） ご指摘のとおり、この志津川の津波復興拠点整備事業の中には防集事業も入ってございまして、議員ご指摘のとおりそういう形で一般の方ということについては、今現在については被災者以外の方については入れないという状況でございます。

それで、志津川3団地全て登録された方につきましては、全て宅地が決定した状況がこの平成28年3月において登録された方全部決定されました。今後4月以降、被災者の方という形での公募という形にはなりますが、ちょっと先行してこの志津川以外の浜々のほうでも公募してございますが、そちらと同じような形で公募をしていきたいと思っております。また、その公募でも埋まらなかったという場合につきましては、復興庁の指針もございまして、ある一定の期間を設けて一般の方ということもなるのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると最終的には、市町村の裁量ということで理解してよろしいんですか。結局段階を経ていって、要件を緩和して、一般の方にも開放できると。要はあとは市町村に任せると。市町村の裁量でやるというようなことでよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） あくまで予想でお話をするのもいかがかと思いますが、まず災害公営住宅も防集の団地も被災者に対してきめ細かくしっかりと周知をして、そしてそれでもなおかつ埋まらないということが客観的に把握、確認をできるまで努力をなさйтеという一般論が国の考え方でございますので、恐らくうちの町だけではなくて、どこでも同じような状況になるかと思っておりますので、そのときになってゼロから考えるのではなくて、実は既に町としてはその部分を見据えている内部で検討しております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

私も1点だけ伺いたいと思います。資料の20ページの土地利用計画策定促進事業の減額について。これはどういった事業だったのか。そして、もう1割くらいしか残っていないみたいなので、そこについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） この土地利用計画策定促進事業でございますが、当初この10.9ヘクタールを整備するに当たりまして、当初考えたのは、もろもろ変更が生じるだろうというふうに考えてございまして、この変更の費用というの見込んでおりましたが、この当初計画の精度が大分よかったということもございまして、1億7,000万円を見込んでいたものが1億1,300万円の委託業務量で済んだということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 変更費用というか当初の計画がよかったということなんですけれども、具体のどういった計画だったのか。どういった事業内容、どういったことを決めるというかやる、ソフト事業なんだろうけれども、そういったことの内容を聞いたかったですけれども。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） ソフト事業といいますか、この中で、このダイダイ色で示されている病院が何ヘクタールとか、ケアセンター何ヘクタール、また道路に関しても

この絵のように通しますよとか、そういう計画が当初ありまして、それについて整備する中で現地の状況等を見たり病院とかケアセンター、また役場庁舎の面積が変わってくれば、そちらのほうの変更設計というのが必要になってくるということで、そちらの変更費用を見込んでございましたが、変更の業務が当初とほぼ同じような面積で進んだということで、変更業務が少なく済んだということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大変よくわかりましたけれども、そこでもう一度伺いたいのは、病院とかケアセンター等の配置はそのままだということですけども、この防集の戸建てとか公営住宅等の建て方というんですか、そういったものの計画、結構URさんもやっている土地とか屋敷の決め方というのは、前後ろになってしまって、前後ろという表現はおかしいんですけども、道路が前と後ろになる、後ろになった土地の人はそのまま道路沿いに建ててしまうと駐車場等使いづらくなるというそういう決め方みたいなので、そういった件に関する利用計画、そういったものも十分知っていたのかどうか。そういった私は懸念があったものですから、住む人たちの使いやすいようなそういった道路とか土地の区画割りというんですか、そういったものもこの計画の中に入っていたのかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 防集等の区画割りということでございますが、まず防集の区画については平均100坪ということで整備してございますが、平均100坪ということはやはり平均より大きいものもありますし、小さいものもあります。この部分については、平均100で大きいところが120坪くらい、小さいところが80坪くらいというような整備をしてございます。その戸数の割合については、この団地等に登録される方の意向等も確認しながら宅地の大きさの数、大き目宅地、平均宅地、小さ目宅地というものは、意向調査に基づいて宅地を決定してございます。また、道路につきましても、1つの宅地について必ず道路が面していないと入れないものですから、そういうものは必ずつくるようにしていますが、1つの宅地について2方向、表、裏という感じですか、というような道路の配置については当初から考えてございませぬので、必ず1宅地には必ず道路が面して、そこから入れるような形という整備方針のもと、宅地の割り振り等をしてございます。それは、当初から考えていたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 確認なんですけれども、これまでも多くの事業、町と、このURの都市再生機構との契約が結ばれておるんですが、実際工事に当たってはどこかの業者さんが実際にやるわけですよ。実際やって、はいいいんですが、そのときに町とのかかわりといいますかチェックといいますか、要するに下請け状態になるのか、あるいは都市再生機構という、私この再生機構の法律はちょっとわからないけれども、どういうふうな状況でやるのか。一切、再生機構ではどの業者を使っても町としてはいいんだよということになっておるのかどうか。といいますのは、今回造成ですから問題はないんですが、今道路関係って談合疑惑で、談合疑惑というのか、国も県も指名停止といいますか発注停止になっているんですよ。そこが町としてのチェックというのがね、都市再生機構が頼む業者は別に町が指名停止あるいは県が指名停止だから、町がやるんじゃないからいいんだということになるのか。その辺の関わりというんですか、町との。その辺ちょっと確認のために、はい。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） UR都市機構との町との契約については、委託業務ということで契約させていただいてございますが、URからこの工事会社への発注というものにつきましては、これが平成25年4月26日の町とURとの契約締結日でございますが、その平成25年4月の臨時会でもお話があったというふうに記録を見ているところでございますが、CMJV方式でURから発注するという形になってございます。その発注した会社について町が何も、URと発注した会社について何も言わないのかというものにつきましては、やはりさすがに談合等で指名停止機関、国とか県にその機関になっているような会社と契約するというふうに例えばあがってきた場合、やはり町のほうとしてはそういう業者については、不適格だという話はさせていただくということでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の質疑を続行いたします。（「答弁」の声あり）答弁まで終わっているはずですが。

三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 例のURですね。先ほどの答弁ですと、指名停止の業者についてはよく

ないと、だめですよという話はさせていただくというような話でしたね。それは、絶対にだめだということの解釈でよろしいですか。それとも話をするだけにとどまるのでしょうか。その辺の要するに国あるいは県はきちんと指名停止を打ち出していますよね。我が町はあくまでも県と同じようにやっていくというふうになっていると思うんですが、その辺できちんとだめですよという話だけをさせてもらうんだけれども、そっちは、いやいや、私たちは使いますよとなった場合に、それが何といいますか法的にどうか町としての拘束力、それはどうなっているのかなということ。町もきちんと指名停止という形をとらなくてもいいのかなどうかですね。これは建設課長のほうが専門分野かな。その辺確認の意味で。どうしても話をしたんだけれども、いうことを聞かないよと。そっちはどうしても使いたいとなった場合には、では仕方がないねという形になるのかなのかどうか。その町の位置づけですね。その辺を確認しておきたいと思っているんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には町でも下請け等々に、そういう業者が下請けに入ってくる可能性は十分あるわけなので、そういう場合については注意を申し上げますし、あとURでも多分かなり大きい組織でございますので、当然町のように指名停止の組織といたしますか、そういう手段があるんだろうと考えています。ちょっとそこは確認はとれていないんですけれども、いずれ同じような国の外郭団体でございますので、同じようなやり方をしていられるだろうと思っています。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 先ほどの答弁、ちょっと私、舌足らずなところがございました。今回の東の東の復興拠点整備事業につきましては、町とURさんで委託業務がありまして、URさんから実際工事する業者さんに発注して決定するわけですが、その業者決定の中で審査委員会というものがございまして、URさん3名、あと学識経験者2名、もう1名が町の職員も入っております。その中で、実際はなかったんでしょうけれども、もしそういう不適格業者というか指名停止になっている業者があれば、町のほうからそちらは今指名停止の業者さんになっていきますよというのをお話しさせていただいて、その審査委員会の中でもんでいただいて決定するという形になると思います。実際はそういう業者は選ばれなかったわけではございますが、町のかかわりとしては審査委員会の中に町が入っておりますので、そちらでそういう不適格業者さんですよということで、審査委員会の中で発言をして審査をするという形になると思います。URさんの制度的なものについては、ちょっと

精通してございません。申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第74号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第74号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、宮城県が実施する道路改良工事に伴い、県が管理する道路の区域から外れる旧道部分について、引き続き町道として一般交通の用に供することとしたため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

今回認定をお願いしたいのが5路線で、合わせまして748メートルになります。先ほど町長からの説明があったとおり、国道398号、県道清水浜志津川港線、泊崎半島線の改良工事で、新設部分がございます。現道部分がそのまま残る箇所がございますので、そこを町道として認定をお願いするものでございます。

まず、何でこの時期かということが1つあるかと思います。今回につきましては、国道、県道がそれぞれ新設されます。一般的には用地買収された場合は、租税特別阻止法によりその補償費については所得税が控除されるという制度がございます。ただ、これにつきましては国道それから県道に認定をされているか、または事業認定がされている路線が対象になります。これまで、事業を進行させるためにその辺の手続をしてございませんでした。いずれ、個人の方から土地を買収しておりますので、その辺の手続を急いでする必要があります。それで、工事箇所のみ道路認定をした場合、これまでの道路の部分、残る部分の管理者がいなくなるということで、県が手続をする前に町として町道認定をして管理の空白期間をなくすということで、今回の提案となりました。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第75号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、三陸沿岸道路の工事の実施に伴う町道小森線の路線の変更及び県道泊崎半島線の工事の実施に伴う町道尾崎線の路線の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

路線の変更する2路線、起点の変更がございます。1つが小森線。それから泊尾崎線でございます。変更理由につきましては、それぞれ国道398号、それから県道泊崎半島線の改良工事に伴うものでございます。小森線につきましては、今回の変更により35メートル延長が短くなります。泊尾崎線につきましては、120メートルほど長くなるという状況でございます。

議案関係参考資料の28ページをお開き願いたいと思います。

図面を添付してございます。大変見にくい図面でございますが、グレーの細い線が左から右に走ってございます。これが現在の町道でございます。赤く塗っている部分が新しい町道の小森線でございます。これまでの町道が国道398号の道路区内に入っているのがわかるかとは思いますが、今回398号供用を開始をしていますので、この部分を新たにつくられる町道と入れかえるということになります。

次に、29ページに泊尾崎線の図面がございます。

先ほど、図面の説明を端折ってしまして申しわけございませんでした。緑色が新しい県道になります。これまでの県道をショートカットするような形で整備されることから、ちょうど120メートルほど新しい県道とこれまでの町道の間が残地として残ることになります。いずれここも当然地区内の重要な路線として今後とも利用していく関係から、今回町道の起点の位置を120メートルほど北側に延長するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第76号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号平成27年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、第14回東日本大震災復興交付金事業に係る配分額について、追加の措置を講じたほか、特別交付税の確定など最終的な整理調整のための所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算（第8号）の細部説明をさせていただきます。

今補正が本来の平成27年度最終の予算補正という形になります。1ページの議案書を改めてごらんいただきたいと思います。予算総額に45億8,000万円ほど追加をいたしまして、全体予算が595億3,000万円ほどになります。昨年度の同時期、最終補正と比較いたしますと、プラスの5.4%、額にして30億5,300万円ほど多い予算となります。また、いわゆる予算の総額を通常分と震災復興分に分けますと、通常分が77億4,000万円、13.03%。震災復興分が517億9,000万円、87.0%となります。予算総額に占める義務的経費が37億2,000万円、6.2%。投資的経費が319億3,000万円、53.6%という性質的な割合になります。

4ページをごらんください。

第2表繰越明許費の補正ということで、今回3つの事業を繰越明許費として追加いたしてございます。まず、農林水産業費で事業名が漁港整備事業297万円とあります。これは、平磯漁港の船揚場の設置工事でございますが、平成28年6月完成見込みで繰り越しとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、10款災害復旧費の総合支所仮設事務所建設事業。今、建築確認申請を行っているんですが、仮設事務所の許可がまだおりておりません。したがって、おりればすぐに工事が始まって2週間程度で完成するんですけども、3月31日までに完成できないということで繰り越しとさせていただきます。完成予定が、平成28年4月上旬完成見込みでございます。

12款復興費の高齢者生活支援施設等併設事業、783万4,000円。これは、いわゆる社会福祉協議会が施工しております福祉モールの設計事業でございますが、平成28年5月くらいまで少し延びるとということで、これは補助金として町のほうから執行する内容でございますけれども、繰越明許費として設定させていただきました。

執行予算の説明に入ります。予算書の8ページ、9ページ、あわせてごらんいただきたいと思います。歳入と歳出でございます。

まず、9款の地方交付税で、今回3月交付によりまして特別交付税の額が確定いたしました。3月交付込みで特別交付税が平成27年度は2億2,162万9,000円ございました。前年と比較いたしますと16%の増、約3,000万円の増額で交付いただいております。

13款の国庫支出金国庫補助金で東日本大震災復興交付金、町長提案理由で申し上げましたが、第14次の復興交付金、先ごろ決定いたしまして、今回歳入として受け入れてございます。全部で11事業に係る復興交付金ですが、主に平成28年度の事業分ということで、財源的に先に頂戴いたしております。この同額を歳出の12款復興費の復興総務費復興管理費の25節積立金、復興交付金基金の積立金で同額を積み立てております。

19款諸収入の4項雑入、商工費雑入で100万円。説明欄に長寿社会づくりソフト事業交付金とあります。これは、公益社団法人地域社会振興財団という財団がございまして、そちらからの補助金でございます。これも2月末に補助決定がまいりまして、この財源を6款商工費の観光振興費の19節負担金補助及び交付金に100万円計上してございます。観光振興対策事業費補助金。これは、福興市の実行委員会のほうに事業の財源として補助金として執行する予定でございます。

予備費につきましては、財源調整でございました。

なお、復興交付金の基金につきましては、今回45億円を積むことによって基金の現在高は433億8,000万円となる見込みでございます。

以上、細部説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行

ってください。それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず、長寿社会づくり、財団法人のほうからの100万円の寄附ということで、これは福興市の運営費みたいなものですか。この雑入で、長寿社会づくりソフト事業という名前なのね。これと福興市とのかかわりというのはどうなっているんですか。その辺がちょっと見えない。

それから、災害の復興関連なんですけれども、前にもちょっと産業振興課のほうにシルク関係の状況をお話しされまして、これまで時間もたつた、きょうまで。いろいろ話が聞こえてきたんです。それは、正式な公的機関からの話なんですけど、県のほうでもこの復興にかかわる予算で補助金も出しているんだと。雇用の関係で。そして、県のほうも宮城大学と一緒にあって総合開発も事業を展開しているということで、そうしたところ訴訟を起こされているという情報も入ってきたんですが、その辺担当課としてどこまで把握しているのか。以前のお話ですと、従業員の賃金の未払いというような話もちょっと聞いたんですけれども、その辺の関係でのことなのかどうなのか、私もよくわからないんですがね。肝心要の町のほうでどこまで把握しているのか。そして、今後どういうふうな展開になっておるのか。その辺をお聞かせいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 1点目の雑入、長寿社会づくりソフト事業交付金でございますが、この交付金が福興市実行委員会とどのようにかかわるのかという補助金の目的と照らしてということだと思いますけれども、この財団でございますけれども、まずこの財団は、自治宝くじを財源とするその収益事業で行っている事業活動でございます。さまざまな地域活性化事業への支援を行ってございます。今回の補助金は、この長寿社会づくりソフト事業交付金という制度の中にさまざま補助事業項目がございまして、その中にあります地域イベント助成事業というメニューの中で補助金を申請させていただいたものでございます。福興市におきましては、震災後たくさんのお客さんをお呼びしてイベントを実施しておりますけれども、その中には高齢者の方々もたくさんいらっしゃいまして、そのにぎわい企画の中で笑顔になってもらう、元気になっていただくというそういった狙いや効果もございまして、この団体活動に対する内容で申請したところ、承認を得たということでございます。

それから、2点目のご質問、シルク総合開発の関係でございますけれども、この内容については前回の定例議会の中でご質問をいただいておりますところまでの内容なんですけれども、把握している情報はそこまでなんですけれども、直接社長が町のほうにおいでになりま

して、資金的な問題を今抱えている状況にありますと。とはいえ、まだ見込みのある部分もあるので、何とかこの事業を達成したいので、いましばらくその努力をさせてほしいというようなお話をいただいているところでございます。なお、その宮城大学が関係している部分につきましては、町は関与していないんですけれども、官民連携で行う補助事業のを受けながら、宮城大学さんのほうで繭の糸取りをする機械を開発する活動で実績を上げているということは承知しているんですけれども、本家本元の事業そのものが厳しい状態が今あるという中で、何とか改善していける道筋を今探しているところですので、町としてもその改善を期待したいと思って見守っている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 済みません、産業振興課長が答弁された内容に少しつけ加えさせていただきますけれども、3月の定例会の中で議員さんのほうからご質問があった後、うちの管財課のほうでシルクの法人登記、あるいはそのシルクにかかわる関係人のほうの法人登記簿を法務局から取り寄せまして内容確認をしました。その結果、現在のところ役員の異動とか法人の業務内容等についての変更登記はなされておられません。それともう1点、県とかかわるような係争関係の事件の関係については、町のほうでは現在確認はとれておられません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 係争については、県と係争ではないんです。それだけははっきりしておきます。私もわかりませんよ、具体的な話はね。町のほうでは、それは把握しているのかなと思ったために今質問。できれば、継続してやっていただきたいと思うしね、最悪の場合、私もどこまでしゃべっていいのかわかりませんが、後を引き受けてもいいというような法人もあるような話も聞いていますので、その辺のところを。町はそこまで介入する必要はないかと思えますけれども、いずれにしろいい結果に出ればいいんですけれども、できるだけとか、まず悪い結果にならないようにだけしてもらいたい。町が最後に負担するようなことのないような、それだけは言うておきます。ですから産振課長、やはり常に情報を得て状況を何でも把握しておかなければならないのかなと思えますし、結果だけわかってこうでしたということを言われたって困りますので。

それから、福興市については、そうしますとこの団体に町が申請したんですね。それは町のほうに福興市のほうからこういう事業があるから申請書を出してくれという話があってやったのか、気が利いて町で福興市に補助金を出すためにやったのか。その辺なんです。どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 先ほど申し上げましたように、この制度そのものが国とか県の制度と異なりまして、基本的には何と申しますか確約のない中でいろいろ候補を上げながら、後は先方のご判断で決定をいただくという内容なんですけれども、産業振興課といたしましては、ご案内のとおり震災直後から町のそういうにぎわいづくりでありますとか、住民の方々の元気づくりという部分での功績の大きい活動でございますので、こういった機会にもし支援が受けられるのであればということで、町側からの考えで申請をさせていただいたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） よく毎月、震災後、元気も余りない、水道も通っていないときに福興市ということでにぎわいを見せて、住民の方々は大変にぎわいということで癒されたのかなと、被災された方々はね。それは私も評価はいたしております。よく私も福興市、福興市とよく聞くんだけれども、その福興市の中身というか、団体は社団法人か、あるいはNPO法人か、どうなっているんですか。で、町が補助を出すとなった場合の何と申しますか、監査ではないんだけれども、ただぼんとやっただけでそれで終わりなのか。町としての責任というのはどのようにもつのか。その団体に対してですね。決算書なんかはどうなっているんですか。これまで私ども一度も見たことがないんですよね。震災後すぐできた団体で、三、四回くらいは今まで総会なり報告書なり出しているんだと思う。それも法人になっているのかどうかよくわかりませんが、町が一応補助金を出すということになりますと、その辺の明確さといいますか、責任といいますか、それがかわってくるのかなと思いますので。その決算書とか何かというのはどうなっているんでしょうか。私どもに見せることはできないんですか、そういうのは。どれくらいの黒字になっているのか、赤字になっているのか。大体わかりたいなと思うんですけれども、いかがでしょう。大体でいいですから。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず団体ですが、これは住民の方々での任意団体ということでございまして、法人とかそういったことにはなっておりません。活動の内容自体としましては、その南三陸町の季節、季節、毎月行っておりますので、その季節の旬の食材をテーマにして外から食の魅力でお客さんに来ていただくとする活動を主に行っております。今月ですと牡蠣まつりということでカキをテーマにして実施されております。

町とのかかわり方につきましては、団体そのもので予算を持って事業を実施しております、

参加者からももちろん参加費用なんか集めるんですけども、やはり予算的には足りませんので、震災後その団体としてさまざま民間の会社でありますとか、あるいは公的な国の予算などあるいは含まれているかと思うんですけども、さまざまな資金調達の努力をしながら財源を確保して、その団体の主体性の中で実施されております。町は、その毎月の実行委員会の中に入りまして、事業の持ち方を一緒に検討させていただいて、事業を持っているというような形でございます。

今回のこの予算にかかわる決算書というものは、報告書として頂戴しておりまして、予算額で、ちょっとお待ちください、事業実績で117万8,000円の事業を実施しておりまして、これに対して100万円の補助金をいただいていると。残り部分については、失礼しました、これは補助金の実績報告の今数字で申し上げました。今回の申請の数字を申し上げますのでお待ちください。今回申請いたしましたのは、毎月のように福興市を実施しておりますが、その中の特定の月の事業でかがり火まつり福興市の活動を申請しまして、補助金100万円とそれから売り上げ協賛金という形で参加者からいただく費用と、それから繰り越しの実行委員会予算を合わせまして実施しまして、事業の全体として支出総額は128万円の事業を実施しています。ですので、補助金が100万円ですので、残り売上協力金で117万円ですので、不足分は繰越金とされる団体の予算の中から支払いをされているという、そういった決算の状況でございまして、決算書は報告頂戴しております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると団体ではない任意団体だと。そして何かやるためには実行委員会が事業主体になるという形ですか。そして、その事業、事業で会費を集めたり売上金の何か手数料みたいなのを集めたりなんかしながら、事業、事業で行っているという内容のものね。決算とか、任意団体といえども法人でなくとも任意団体なんでしょう、任意団体。そういうものの決算とかなんとかというのはないんですか。なくてもいいんだ、任意団体の場合は。特に、町からの補助金とかね、それは県の補助金も結構来ていたでしょう、以前。平成23年の震災後間もなく、県のほうに申請しましたよね。あのとき何百万、300万円くらいかな。そのときに町の名前もないと県では受けつけないということで、町も一緒になって判こをつけてやったかどうかはわかりませんが、やった経緯がありますよ。そういうのもみんな補助金をもらっているんですよ。だから、そういうのきちんとした幾ら入って幾ら使って、幾らですよというようなのを出さなければならないのではないかなと思うんです、任意団体といえども。特に公金が入っていますのでね。その辺がちょっと、今の説明だけでは物

足りないと思うんです。私どもは補助金として出していますからね。

かがり火まつり、そうするともう事業の既に終わったものに対してこのくらいかかったんだと、だからこのくらい欲しいんだと。それで、町は128万円かかったという根拠というのはきちんと見ているわけですか。それは、課長が決裁しているわけですか、誰が決裁しているの。町長ですか。（「答えますか」の声あり）はい、だってあなた担当課の課長ですよ。あなた見ているの。係でやっているの、何なの一体。やはり、こういったお金というのは1円たりとも明確にしなきゃだめなんですよ。明確に、きちんと。その辺なんです。これはもう議会に提案されて、議会も可決するわけだ。そうすると責任というのも私どもは発生するわけですからね、その辺で今お話ししているんです。きちんとしないとだめですよ。一体どう、わからないんだ、名前は聞いたことがあるんだけど、いったい何をやっているんだろうなということですね。これは、一般町民も同じですよ。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 決裁をどうされているかというご質問もあつたんですが、基本的に町が住民団体に補助金を出しました場合の当然その一つ一つの支出行為そのものは、団体さんの中で決済をとってなり、あるいはその意思決定なりで執行されていくんですけども、その実績報告としては内容のわかるものをしっかり出していただいて、町としてその内容を確認するという手続をとっております。ですので、内容の把握という部分では、その個別の細かいところまで掌握はしてございます。

ただ、お尋ねがその団体そのものが、例えば年間を通じてやっているもの、活動の実績報告を出す必要があるのかという部分に関しましては、今回の場合ですとこの補助金にかかわる部分の実績報告に基本とどまっております。とはいえ、基本的に担当課としてどう把握しているのかという部分につきましては、毎回毎回の実行委員会の中で前回の決算の状況などというところでは、おおむね把握はしておりますけれども、年間分の活動の報告義務ということにはしてございません。

平成23年度に何か国か県の予算を使ったのかという部分については、ちょっと申しわけないですが私が担当になる前の部分だと思っておりますので、調べないとわからないんですけども、恐らくそのときも公金が入るとすれば、その公金にかかわる事業決算という部分は、詳細をつかって町に報告をさせているはずでございますので、内容的には不明はないのではないかと考えております。（「済みません、休憩にしてもらって、もう一回話したいので、何回もできませんのでね。休憩中にちょっとやりたいと思うので」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

ほかに。6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 今野です。

私も今のこの福興市の件に関して、若干伺いたいと思います。今回、この長寿社会づくりソフト事業という、名目だけなんでしょうけれども、その補助金が行くことによって、今後の福興市で、ある程度内容的に高齢者受けする内容になるのかどうか検討していくのかどうか、その点が 1 点と、あと今、この福興市自体、町内の業者さん、チラシの裏に書いてあるみたいですがけれども、出店業者さんが町内の業者さんだけではないみたいなので、たしか何割くらいだったのかそのところと、あと今後の福興市に関して新しい参加業者というんですか、そういった流れの最近の動向はどうだったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 補助金のタイトル上、ここには長寿とございまして、先ほど申し上げましたように補助金メニューとしてはその中の地域イベント事業ということでございますので、もちろん地域の高齢者の方々にもたくさん来ていただけるようにという思いの中ではやっておりますが、広く参加いただけるような思いで実行委員会の中では話し合われているものだろうと思っております。

それから、町内だけではないという部分に関しましては、先ほどの話にありました震災直後から、まさに震災直後は全く町内で、市で売るものすらないような状況の中で町民の人たちがお互い顔を合わせられる機会をつくろうということから始まっておりますので、その際には町外の方々のご支援の中で市を開くということができたわけですので、その後もそういったおつき合いや交流ということを大切にやっている関係で、町外の事業者の方々といいますか、町の方々も応援に入っているという状況でございます。新しい事業者の参加という部分については、いつも門を広げて町内の事業者の参加は募っておりますけれども、その町外の参加という方は月々それぞれの町や団体さんの都合で入れかわっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で大体わかったんですけれども、そこで高齢者受けする

内容云々というのは、検討するのかわからないんですけども、それで例えばさきの牡蠣まつりでしたか、そういったやつの集客、たしか1万人くらいということだったんですけども、課長が直接行ってみているのかわからないんですが、地域の方たちが約何割くらい足を運んでいたかというのをおおよそでどのように見ているか、その点伺いたいと思います。

あと、町内の業者さんだけではないということなんですが、今後このような形で進めていくんでしょうけれども、そこで福興市の名前自体はこの旬のカキとかホヤ、ワカメ、サケとかいろいろやっているんですけども、やはり先ほど答弁があったように旬の食材をテーマということなので、参加の業者さんたちもそれなりにそれに合わせてやっているんですが、その取り組みの仕方というか、どういった形で取り組んでいっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 今回の牡蠣まつりについてのお尋ねでございましたので。この日、非常に朝から天気もよくて、いつもの月よりも集まりが早かったなあと、たくさんの人たちがおいでいただいたなと思っておりましてけれども、この中では今回北海道の登別温泉さんが足湯をやってくださったり、あるいは向こうのおいしい食材ということでジンギスカンなんかを持ってきてふるまっていただきました。会場には早い時間から高齢者の方々も、あるいは女性、子供連れの方々も随分たくさん集まっていたいて、皆さん笑顔で楽しんでいただけたなと思って喜んでおります。カキ自体は海の食材ですので、漁協さんないしはその青年部の方々が入っていただきながら蒸しガキとかあるいは汁物なんかにも入れて、いろいろな食べ方で食の魅力を味わってもらえたなと思っております。広くいろいろな食材をお持ちの商店さんが集まりますので、それぞれの持ち味を生かして楽しい企画をつくっていただいていると思いますので、そういう意味で非常に盛り上がったイベントだったと評価してございます。（「地域の人がどれくらい、何割くらい」の声あり）何割……済みません、実をいうと感じたことは、今回集まった会場の中では私の、要するに見かけない人たちが多かったという印象があります。もちろん、お店周りやお手伝いしていただく方々は町内のスタッフが多いんです、ほとんどなんですけれども、お客さんたちには非常に町外の方に集まってとか、来ていただいているなという印象です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。そこで、今後のことなんですけれども、さきの行政

報告でも私ちょっとお伺いしたんですけれども、福興市と銘打つ限りは地元の人々の復興というか、それを第一義的に考えるようなそういった市の計画性も必要ではないかと、この5年たったのことなんですけれども、どのように考えているのか。

そこで、集客なんですけれども、やはり観光でよその観光客を集客するのも大切なんでしょうけれども、なるべく地元の人たちもこういった形で市に参加して、なるべく盛り上がっていくような方向性も必要だと思うんですが、今後任意団体ということですので、町で指導というわけにもいかないんでしょうが、そのこのところ観光で来た方もそうだし、地元の特に高齢者、そういった方たちも盛り上がっていくような市に指導というのではないんですけれども、見守っていけるかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 先ほど、つい最近の牡蠣まつり一日の印象を聞かれたのでそのように見えたというお話を申し上げましたけれども、福興市、毎月のイベントになっています。地元の方々もたくさん来ていただいております。それにも増して、牡蠣まつりは広く町外から来ていただいたなという思いで感謝の気持ちで申し上げました。町内全ての毎戸にチラシも回して、皆さんに来ていただければと思って、こちらとしては大いに歓迎したいと思っておりますし、そういう意味では会場もイベントにあわせて志津川地区だけではなくて、歌津地区も会場にしながら行っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第3回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時03分 閉会